

通学路について

- 1 小学校施設整備指針（文部科学省）
 - 交通頻繁な道路、鉄道線路等との交差を避けるなど安全な通学経路を確保することができることが重要である。さらに、防犯上、死角が多い場所、人通りの少ない場所をできるだけ避けられる通学経路が確保されることが望ましい。
 - 地域の実情に応じ、教育的な体験の場としても意義のあるような通学経路を設定することのできるよう考慮されていることも有効である。

- 2 通学路の指定
 - 本来は学校長が決定するものであるが、開校前であるため、開校準備委員会で暫定的に決定し、開校後は必要に応じて学校長が変更等を行う。

- 3 通学路設定の基本的な考え方
 - なるべく歩車道の区別のある道路を通学路に設定し、区別がない場合は、交通量が少なく児童の安全を確保できる幅員の道路を通学路に設定する。
 - 見通しの悪い場所など危険箇所を避ける。
 - 横断歩道や信号機が設置されており、安全に横断できるような通学路を設定する。

- 4 今後の流れ
 - 通学路として利用するルートの確認
 - 関係者による現地確認実施及び必要な対策の洗い出し
 - 必要な対策を関係機関へ依頼